

歯みがきで世界から虫歯をなくす会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この任意団体は、歯みがきで世界から虫歯をなくす会という。

(事務所)

第2条 この任意団体は主たる事務所を大阪市中央区南船場1丁目15番5号 万代ビル2Fに置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 この任意団体は、歯科医療を受けることが難しい東南アジア諸国の人々（障がい者、孤児、その他）にたいして、歯科ボランティアを行い、世界中から歯みがきで虫歯をなくすことを目的とする。また、それを通じて、ボランティア参加者が日本の医療との違いを感じ、学び、人生を豊かにすることを目的とする。

第4条 この任意団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 歯科医療（治療、特に口腔ケア）
- (2) 医療啓蒙その他目的達成に必要とされる活動
- (3) 文化交流
- (4) その他目的達成に必要とされる活動

第3章 スタッフ会員

(会員)

第5条 この任意団体はスタッフ会員から構成される。

- (1) スタッフ会員は目的に賛同して入会する個人、法人および団体からなる。
- (2) スタッフ会員は本会の趣旨に賛同し、活動に協力しようとするものである。

第6条

この任意団体にスタッフ会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局宛に提出し、スタッフ会員全員の承認を得なければならない。

第7条

この任意団体を退会しようとするものは、退会届を事務局宛に提出しなければならない。

第8条

スタッフ会員の除名は議決により行うことができる。

第4章 役員、及び事務局

第9条 (役員)

本会に、次の役職を置く。

- (1) 理 事 3名
- (2) 理事のうち1人を代表理事とする。

(3) 理事のうち1人を監事とする。

第10条 (役員の選任)

- (1) 理事は、団体が代表と認めた者とする。
- (2) 代表理事は、理事の互選により定める。
- (3) 監事は、理事の互選により定める。
- (3) いずれも任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 (事務局)

- (1) 代表理事の任命により事務局長1名を置く。
- (2) 事務局長は事務局員を任命する事ができる。

第5章 会議

(会議)

第12条 議事は総会員数の過半数の同意で決する。

第6章 資金および会計

(資金、会計)

第13条 本会の予算は次からなる。

- (1) 活動に伴う収入
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金
- (4) その他

第14条 本会の資産は事務局が管理し、管理方法は議決による。

第15条 本会の経費は資産をもって支弁する。

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第17条 本会の活動計画・収支予算は事務局長が毎会計年度開始前に報告する。

第18条 本会の活動報告・収支決算は事務局長が毎事業年度終了後に報告する。

第7章 設立

(設立)

第19条 本会は、平成26年1月1日に設立する。

第8章 解散

(解散)

第20条 本会は議決により解散できる。

第9章 補則

(補則)

第21条 この定款の施行について必要な細則は、会員の議決により定める。